

仕様書

1 委託事業名

鍋島焼献上の歩み展（佐賀）運営・広報等委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日

3 目的

令和7年は、鍋島焼開窯350周年を迎える節目の年である。これまで国内外に献上してきた鍋島焼の歴史や伝統的な技法を発信する「鍋島焼 献上の歩み展」を佐賀県立美術館（3号展示室）にて令和8年2月13日から3月12日まで開催予定としている。本業務は、本企画展のセレモニー等の運営及び広報を行い、企画展としての集客を目指すものである。

4 委託業務の内容

以下の内容で実施するほか、別途締結する契約書に定められたものとする。

（1）運營業務

ア 企画展の運営

- ・展示室入口での受付・案内及び監視を行うスタッフを各日2名以上配置すること。
- ・来場者数をカウントすること。

イ オープニングセレモニーの実施

- ・展示会初日である2月13日にオープニングセレモニーを実施すること。会場については、県と協議の上決定すること。
- ・セレモニー実施に必要な機材等について手配すること。

（2）広報業務

ア 展示会広報物の作成

- ・ポスター及びチラシを制作すること。なお、デザインについては、県が指定するものとする。
- ・部数は、ポスターB2サイズ300枚、チラシA4サイズ10,000枚以上とする。
- ・ポスター及びチラシの配布先を提案すること。

イ 看板等の作成、設置撤去

- ・県立美術館に設置する看板（美術館玄関前マグネット、3号展示室前、道路

沿いメッシュ等）を作成すること。なお、ア同様デザインは県が指定するものとする。

- ・看板等の設置及び撤去を行うこと。設置に伴い、各種申請が必要なものについては、受託事業者で行う。

ウ 県内広報

- ・県内全域に周知するための有効な手段を提案すること。広告に必要なデザインは、受託事業者にて制作すること。なお、写真等必要に応じて素材提供は県から行うものとする。
- ・鍋島焼の産地である伊万里市大川内山の小学校※が参加できるツアーを企画すること。日程については、県と協議の上決定すること。

※ 大川内小学校 30名程度を想定

5 成果物等

委託業務完了時には、下記に掲げるものを納品するものとする。

- ・業務完了報告書 電子データ
- ・製作物等（広報の際に作成した資料等）の電子データ

6 代金の支払方法

完了払

7 その他

- （１）本業務に関わる県内事業者との調整においては、県内事業者の事業協力への意思や姿勢を尊重すること。
- （２）本業務における全ての成果物・取得物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作者人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く。）
- （３）制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする
- （４）本委託業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本委託業務の一部について、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再

委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス及び天災等の影響で、「4 委託業務の内容」で予定する事業が実施困難な場合は、その実施の有無、実施内容、実施方法等について、県と協議すること。